

## ブルガリアの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

ブルガリア共和国（ブルガリア語では「Р е п у б л и к а Б њ л г а р и я」。以下「ブルガリア」という）は、東欧の共和制国家である。バルカン半島に位置するブルガリアの国土の東は黒海に面しており、北はドナウ川を挟んでルーマニア、東はセルビア及びマケドニア、南はギリシャ及びトルコと隣接している。

ブルガリアは、長い歴史を有する。681年には第1次ブルガリア王国が、1185年には第2次ブルガリア王国が成立した。しかし、中世以降のブルガリアは、オスマン帝国とロシアという2つの大国の影響を強く受けてきた。即ち、ブルガリアは、1396年から1878年までの約500年にわたりオスマン帝国の支配下に置かれ、言語及び文化等の面で多大な影響を受けた。露土戦争（1877年～1878年）でロシアがオスマン帝国に勝利したことから、サン・ステファノ条約により、ブルガリアに広大な領土と自治権が認められ、ロシアの影響力の強い大ブルガリア公国が成立した。しかし、ロシアの南下を危惧する英国及びオーストリアの強い反発を招いたため、ベルリン会議において大ブルガリア公国の領土は大幅に縮小された。1908年、青年トルコ人革命によるオスマン帝国内の混乱に乗じ、ブルガリアは独立を宣言し、1909年に第3次ブルガリア王国が成立した。第二次世界大戦では、ドイツと結び付き枢軸国側についたが、ユダヤ人の移送は拒否した。1944年、ソ連軍の協力を受けた共産主義政権が成立し、1946年のブルガリア人民共和国の成立に至った。その後、約45年にわたり、ブルガリア共産党の一党独裁による社会主義体制が敷かれた。

1989年の東欧民主化の流れはブルガリアにも及び、共産党政権が崩壊した。1990年に国名をブルガリア共和国に改称し、1991年7月に新憲法が制定された。この新憲法は、東欧諸国で初の民主的憲法であるといわれている。

ブルガリアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ブルガリアは約500年間にわたるオスマン帝国の支配を脱した後、19世紀末から20世紀初頭にかけて、西欧先進国の法制度を参考に近代化が推し進められた。即ち、ブルガリア民法の一部を構成する「債務及び契約についての法」（1893年施行）はイタリア民法典を継受し、ブルガリア商法典（1898年施行）はドイツ商法典を継受し、ブルガリア民事訴訟法（1892年施行）はロシア民事訴訟法を継受した後すぐにドイツ民事訴訟法から大きな影

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

響を受け、ブルガリア刑法はハンガリー刑事法を継受した。2度の世界大戦ではドイツの同盟国として参戦し、ドイツの政治的・文化的影響を強く受けたため、ブルガリアの法制度はドイツの法制度に近づいた<sup>2</sup>。その後、社会主義体制下のブルガリアは、ソ連法の大きな影響を受けた。そして最近では、EU法の影響を強く受けるようになっている。

## II 憲法

### 1 総説

ブルガリアでは、約 500 年にわたるオスマン帝国の支配を脱した後、1879 年 4 月 16 日に、中世の旧首都タルノヴォにおいて制憲国民会議が開かれ、ブルガリアにとって初めての憲法が制定された（「タルノヴォ憲法」）。この憲法は、急速に発展した西政法をモデルとするものであった。その後、第二次世界大戦後の 1947 年 12 月 4 日には、共産党政権の下、人民民主主義に立脚する憲法が採択された（「ディミトロフ憲法」）。これは、1936 年のソ連憲法をモデルとするものであった。そして、共産党政権が崩壊した後、1991 年 7 月 12 日には、新憲法が採択された。この新憲法は、私有財産制及び自由市場経済を承認し、民主主義、法治主義及び福祉国家理念に基づくものである<sup>3</sup>。この新憲法に対しては、既に 5 回の改正が行われた（最終改正は 2007 年 2 月）。

現行のブルガリア憲法の主な体系は、表 1 のとおりである。

表 1：ブルガリア憲法の主な体系（2007 年 2 月改正までを反映）<sup>4</sup>

第 1 章 基本的原則	第 1 条～第 24 条
第 2 章 市民の基本的権利及び義務	第 25 条～第 61 条
第 3 章 国民議会	第 62 条～第 91a 条
第 4 章 共和国大統領	第 92 条～第 104 条
第 5 章 内閣	第 105 条～第 116 条
第 6 章 司法	第 117 条～第 134 条
第 7 章 地方自治及び地方行政	第 135 条～第 146 条
第 8 章 憲法裁判所	第 147 条～第 152 条
第 9 章 憲法改正、新憲法の採択	第 153 条～第 163 条

<sup>2</sup> セルゲイ・ミラノフ著「ブルガリアの法制度 債務および契約についての法（民法）を中心に」（『NBL No.496』（商事法務、1992 年）所収）36 頁。

<sup>3</sup> ストイチェヴァ・ビストラほか訳「1991 年ブルガリア共和国憲法（全訳）」（『比較法学 第 34 巻第 2 号』（早稲田大学比較法研究所、2001 年）所収）159～160 頁。

<sup>4</sup> 表 1 の作成及び本稿における条文の引用にあたっては、ストイチェヴァ・ビストラほか訳「1991 年ブルガリア共和国憲法（全訳）」（『比較法学 第 34 巻第 2 号』（早稲田大学比較法研究所、2001 年）所収）159～182 頁等を参照した。英訳は、ブルガリア共和国国民議会の下記ウェブサイト等に掲載されている（2007 年 2 月改正までが反映されている）。<http://www.parliament.bg/en/const/>

第 1 章の「基本的原則」においては、①ブルガリアは、議会制共和国であり、国民主権原理に立脚していること（1 条）、②公用語は、ブルガリア語であること（3 条）、③国民投票（レファレンダム）の制度が認められていること（10 条）、④複数政党制が採用され、一党独裁が否定されていること（11 条）、⑤私的所有の保護が認められていること（17 条）等が規定されている。

## 2 統治機構

### （1）国民議会

国民議会は、ブルガリアの一院制の立法府である。議員の定数は 240 人であり（63 条）、議員の任期は 4 年である（64 条 1 項）。

国民議会は、法律を採択、改正、追加及び廃止し、国家予算及びその執行に関する報告を採択し、国民投票の実施を決定し、総理大臣及び（総理大臣の提案に基づき）大臣を選任及び解任する等の権限を有する（84 条）。また、条約を締結及び廃棄する権限をも有する（85 条）。

法案は、原則として、異なる会期における国民議会の 2 回の投票によって採択され、その他の議案は、1 回の投票によって採択される（88 条）。

総理大臣又は内閣に対する不信任投票が、国民議会の過半数の議員により可決された場合、総理大臣は内閣の辞表を提出する（89 条 1 項・2 項）。

### （2）大統領

ブルガリアの国家元首は、大統領である（92 条 1 項）。大統領は、国民の直接選挙により選任され、任期は 5 年であり（93 条 1 項）、1 度だけ再選可能である（95 条 1 項）。大統領は、国民議会議員を兼ねることはできない（95 条 2 項）。

大統領は、法律を公布し、一定の公務員を任命及び解任し、亡命を認め、恩赦を与える等の権限（98 条）、並びに大統領令、アピール及び教書を出す権限（102 条）を有する。また、総理大臣候補者に内閣を組織することを命じ、組閣に関して合意に達しないときには国民議회를解散する等の権限をも有する（99 条）。さらに、大統領は、国民議会が一旦採択したがまだ公布されていない法案について、さらに審議させるため、その理由を付して国民議会に差し戻すことができるが、国民議会が再度、全議員の過半数により採択した場合には、大統領は 7 日以内に公布しなければならない（101 条）。

### （3）内閣

内閣は、憲法及び法律に従い、内外の国政を指導し、実行すること等を職責とする（105 条）。内閣は、総理大臣、数名の副総理大臣及びその他の大臣から構成される（108 条 1 項）。

内閣は、①内閣又は総理大臣に対する不信任が可決されたとき、②内閣又は総理大臣の辞任が採択されたとき、③総理大臣が死亡したときに終了し（111条1項）、また、国民議会が新たに選挙されたときには辞任を申し出る（111条2項）。

内閣は、政令、命令及び決定を採択する権限を有し（114条）、大臣は、規則、法規、訓令及び指令を發布する権限を有する（115条）。

#### （４）司法

ブルガリアの裁判所には、（後述する憲法裁判所の他に、）最高破毀裁判所、最高行政裁判所、控訴裁判所、管区裁判所、軍事裁判所、地方裁判所及び法律によって設置するその他の専門裁判所がある（119条1項・2項）。最高破毀裁判所は、法律の正確かつ同一の適用に対する最高司法監督を行う裁判所である（124条）。

最高司法会議は、裁判官、検察官及び予審官の任命、昇進、降職、転勤及び解任に関する決議等を行う（131条）。最高司法会議は、最高破毀裁判所長、最高行政裁判所長、検事総長等、25名で構成される（130条）。

#### （５）憲法裁判所

憲法裁判所は、12名の裁判官により構成され、①国民議会、②大統領、③最高破毀裁判所及び最高行政裁判所の裁判官の総会により、それぞれ、3分の1ずつ選任される（147条1項）。憲法裁判所の裁判官の任期は9年である（147条2項）。

憲法裁判所は、①憲法についての拘束力のある解釈を行い、②法律等に関する違憲確認訴訟につき判決を下し、③国民議会、大統領及び内閣の間、並びに地方自治体と中央政府の間の権限に関する紛争を解決し、④条約の憲法適合性について判断を下し、⑤大統領及び副大統領に対し国民議会より提起された弾劾について判断を下す等の権限を有する（149条）。

#### （６）憲法改正

憲法改正は、後述する大国民議会の権限とされたものを除き、国民議会が行うことができる（153条）が、その手続は、一般の法律の改正の場合よりも厳格なものとなっている。即ち、異なる日に実施される3回の投票を通じて、全議員の4分の3の多数の賛成を要する（155条1項）。

但し、大国民議会の権限とされた憲法改正については、国民議会が行うことはできない。大国民議会は、400名の議員により構成される（157条）。大国民議会の権限とされたものとしては、①新憲法の採択、②領土の変更、③国家形態の変更等がある（158条）。その手続は、異なる日に実施される3回の投票を通じて、大国民議会の全議員の3分の2の多数の賛成を要する（161条）。

### 3 人権

人権については、憲法の「第2章 市民の基本的権利及び義務」に主に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、ブルガリア憲法においても、同様に保障されている。

ブルガリア憲法の特徴的な規定として、例えば、以下のものが挙げられる。即ち、①信条又は国際的に認められた権利及び自由の保護を目指す活動のために迫害された外国人に対して避難（亡命）を受け入れること（27条2項）、②強制的（民族）同化措置は禁止されること（29条1項）、③平和及び人類に対する犯罪への訴追及びその刑罰の執行は時効にかからないこと（31条7項）、④ブルガリア語の習得及び使用はブルガリア人の権利及び義務であり、とくにブルガリア語が母語でない市民にはブルガリア語の習得が義務付けられていること（36条）、⑤情報アクセス権が認められていること（41条）、⑥テロ等の違法な目的を有する組織は禁止されること（44条2項）、⑦婚外子は嫡出子と等しい権利を有すること（47条3項）、⑧育児を放棄された子供は国家及び社会の特別な保護の下にあること（47条4項）、⑨宣戦、戦争状態又はその他の非常事態の場合、一部の例外的な権利を除き、市民の権利の一时的な制限が可能であること（57条3項）、⑩国家防衛義務に関する規定があること（59条）等である。

#### 4 欧州連合（EU）との関係

ブルガリアは、2004年3月にはNATOに、2007年1月にはEUに加盟した。EUでは、これまで、ブルガリアの司法改革、組織犯罪、汚職対策等の問題がたびたび取り上げられてきた。加盟にあたっては、欧州理事会により再審査されたが、加盟後も改革を続けるとして加盟が承認された。欧州委員会により、これらの問題への対策の進捗状況についての協力・検証メカニズムに基づく定期的な管理（モニタリング）が行われてきた。また、これらの問題への対策の進捗の遅れ等により、一部のEU加盟国の反対により、シェンゲン協定の発効が先送りされている<sup>5</sup>。なお、ブルガリアはまだユーロを導入しておらず、通貨はレフ（複数形ではレヴァ）のままである。1999年にデノミネーション（1,000分の1）が行われた後、独マルク（現在はユーロ）と連動することとされた。

### III 民法

ブルガリア民法の一部を構成する「債務及び契約についての法」（1893年施行）はイタリア民法典を継受したものであるが、ドイツ法の影響も強く受けている。ブルガリア民法の最も重要な概念は、「法律行為」であり、これは単独行為と契約に分けられる<sup>6</sup>。

私権の概念についての考え方は、ほぼ日本法と同様であり、物権と債権に分けられる。物

<sup>5</sup> 『ブルガリア概要』（在ブルガリア日本国大使館、2014年3月）5頁。

[http://www.bg.emb-japan.go.jp/jp/downloads/bulgaria\\_gaiyo.pdf](http://www.bg.emb-japan.go.jp/jp/downloads/bulgaria_gaiyo.pdf)

<sup>6</sup> ミラノフ・前掲書38頁。

権法定主義が採用されており、主物及び従物、元物及び従物という概念が認められている。不動産物権の設定及び移転は要式行為とされ、公証人の面前で行われなければならない<sup>7</sup>。動産の物権変動のためには、特別な物権的行為は必要ではなく、特定物であれば、単なる合意の時に変動の効果が生じる<sup>8</sup>。

物権の取得方法には、原始取得と承継取得の2つがある。また、善意取得は、有償かつ物権の正当な権利者となるはずの法律行為に基づいて、非権利者から平穩に承継した善意の者に、物権の取得が認められる（窃盗の場合を除く）<sup>9</sup>。

消滅時効の期間は一般的に5年間である。消滅時効が完成する前に、時効の利益を放棄、延長又は短縮することは認められない<sup>10</sup>。

「債務及び契約についての法」の各論には、特殊の契約（売買、交換、贈与、賃貸借、消費貸借、寄託、請負、出版、委任、嘱託、運搬・運送、保険、組合、和解、懸賞広告、手形・小切手）が規定されている<sup>11</sup>。

また、ブルガリア民法の一部を構成する「所有権法」及び「家族法」等も施行されている。

#### IV 商法

古いブルガリア商法典（1898年施行）は、当時の普通ドイツ商法典（ADHG）をモデルとして制定された。1991年7月1日に施行された新しいブルガリア商法典も、ドイツ商法典をモデルとして策定された。

現在、ブルガリアで設立が認められている主な会社は、表2のとおりである<sup>12</sup>。

表2：ブルガリアで設立が認められている主な会社

名称（英語略称）	ブルガリア語（略称）	説明
有限会社（OOD） （一人会社の場合、EOOD）	Дружество с ограничена отговорност (ООД)（一人会社の場合、ЕООД）	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う社員のみからなる会社。最低資本金は2レヴァ。株主は自然人でも法人でもよい。取締役は1名でよいが、自然人でなければならない。ドイツの GmbH 及びフランスの sarl に相当。
株式会社	Акционерно дружество	株主が株式の引受価額を限度とする有限の

<sup>7</sup> ミラノフ・前掲書 39 頁。

<sup>8</sup> ミラノフ・前掲書 42 頁。

<sup>9</sup> ミラノフ・前掲書 40 頁。

<sup>10</sup> ミラノフ・前掲書 44 頁。

<sup>11</sup> ミラノフ・前掲書 44 頁。

<sup>12</sup> <http://www.companyformationbulgaria.com/>

(AD) (一人会社の場合、EAD)	(AD) (一人会社の場合、EAD)	出資義務のみを負う会社。最低資本金は50,000 レヴァ (閉鎖会社の場合) 又は100,000 レヴァ (公開会社の場合)。株主は自然人でも法人でもよい。設立登記時に資本金の4分の1以上の払込が必要 (残りは2年以内)。取締役は最低3名必要で、自然人でなければならない。ドイツのAG及びフランスのSAに相当。
--------------------	--------------------	---

ブルガリアで最もよく利用される会社形態は有限会社である。株式会社は、主に大企業に利用される。株式会社の場合、例えば、会計監査に関する規制が有限会社の場合よりも強い等の相違点がある。

有限会社及び株式会社のいずれについても、一人会社の場合、総会を開催せずに出資者 (株主) が書面を発行するだけでよい。一人会社の場合、略称の最初に「E」という文字が付く。

## V 民事訴訟法

ブルガリア民事訴訟法 (1892年施行) はロシア民事訴訟法を継受したが、その後すぐにドイツ民事訴訟法から大きな影響を受けた。現行の民事訴訟法は、2008年3月1日から施行されている。ブルガリアの民事訴訟は、民事訴訟法、司法法及び関連するその他の法令により規律される。

民事事件の第一審裁判を管轄する裁判所は、地方裁判所又は管区裁判所である。訴額の大きさにより、地方裁判所と管区裁判所に管轄が分かれる。地方裁判所では1名の裁判官により構成される単独制が採られるが、2名の参与員 (心理学者や教育者等であることが多い) も参加する。裁判官は、結論の客観性及び社会的公平性を図るため、事件の審理において及び判決の前に、参与員と相談する<sup>13</sup>。管区裁判所は、訴額の大きい民事事件の第一審裁判を管轄するほか、地方裁判所の第一審判決に対する控訴事件をも管轄する。管区裁判所では3名の裁判官により構成される合議制が採られ、参与員は参加することができない<sup>14</sup>。

ブルガリアでは、裁判官の地位が低く、また、十分な法知識を有する裁判官が少ないことから、裁判への信頼性は低いといわれている<sup>15</sup>。

<sup>13</sup> ストイチェヴァ・ビストラ著「ブルガリアの裁判所制度」(『比較法学 第32巻第2号』(早稲田大学比較法研究所、1999年)所収)408頁。

<sup>14</sup> ビストラ・前掲書409頁。

<sup>15</sup> 『東欧4カ国におけるビジネスリスク』(日本貿易振興機構ウィーン・センター)7頁、38～39頁。[https://www.ietro.go.jp/jfile/report/05001341/05001341\\_001\\_BUP\\_0.pdf](https://www.ietro.go.jp/jfile/report/05001341/05001341_001_BUP_0.pdf)

## VI 刑事法

ブルガリアは2007年にEUに加盟したが、前述したとおり、加盟後も、欧州委員会により、司法改革、組織犯罪、汚職対策等の問題への対策の進捗状況についての協力・検証メカニズムに基づく定期的な管理（モニタリング）が行われてきた。しかし、いまだ対策は十分ではないとされている。

ブルガリア刑法はハンガリー刑事法を継受した。現行の刑法は、1968年5月1日から施行されている。また、現行の刑事訴訟法は、2006年4月29日から施行されている。ブルガリア憲法にも、刑事手続に関する多くの規定が含まれている。例えば、ブルガリア憲法には、刑事事件に関して事前の取調べを行う予審制度に関する規定が残されている（憲法128条）。

なお、ブルガリアにおける2012年の人口当たり犯罪認知件数を日本のそれと比較すると、放火罪が約28.5倍、略取誘拐が約25.0倍、強盗罪が約14.0倍、殺人罪が約6.4倍、強姦罪が約2.2倍であったとの報告がある<sup>16</sup>。

## VII 参考資料

以上、ブルガリア法の概要を簡単に紹介してきたが、ブルガリア法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

ブルガリア法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: The Bulgarian Legal System and Legal Research」<sup>17</sup>等が参考になる。主要な法令の英訳を掲載している「The World Law Guide」というウェブサイトの中の「LEGISLATION BULGARIA」<sup>18</sup>も参考になる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.42 No.7』（国際商事法研究所、2014年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第22回 ブルガリア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読

<sup>16</sup> 在ブルガリア日本国大使館の「安全対策 犯罪統計」のウェブページを参照。

<http://www.bg.emb-japan.go.jp/jp/security/stat/index.html>

<sup>17</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/bulgaria1.htm>

<sup>18</sup> <http://www.lexadin.nl/wlg/legis/nofr/eur/lxwebul.htm>

者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。